

# 「ムジークフェストなら 2018」企画・運營業務委託 委託業務仕様書

## 1 業務概要

### (1) 業務名

「ムジークフェストなら 2018」企画・運營業務委託（以下「本業務」という。）

### (2) 業務目的

#### 【文化の振興】

県民をはじめ多くの方に、奈良で上質な文化・芸術に触れる機会を提供することで、本県の文化芸術活動の活性化を図る。また、当該音楽祭を県内外に広く PR することで、本県のブランド化にもつなげる。

#### 【地域の振興】

音楽祭をコンテンツとして発展させることで、奈良への誘客、周遊滞在型観光の推進につなげるとともに、来場者や数多くの出演者による交流人口の拡大を通じて地域の活性化を図る。また、市町村と連携して県内各地で開催することにより、広範囲にわたる賑わいの創出につなげる。

### (3) 業務内容

奈良県内の各地で「ムジークフェストなら 2018」（平成 30 年 5 月 7 日（月）～6 月 3 日（日））を開催するにあたり必要となる以下の①～⑥の業務について、一括して委託する。

- ① 「ムジークフェストなら 2018」公演・出演者の手配
- ② 「ムジークフェストなら 2018」の全体管理・運営計画の策定
- ③ 「ムジークフェストなら 2018」実行委員会による運営の補助
- ④ 「ムジークフェストなら 2018」にかかる問い合わせ対応
- ⑤ 「ムジークフェストなら 2018」コンサート会場の運営
- ⑥ その他「ムジークフェストなら 2018」の開催・運営に必要な業務

#### ① 「ムジークフェストなら 2018」公演・出演者の手配

- ・（別表 1）の実行委員会主催公演の企画内容について、出演者等を手配し、連絡調整を実施。
- ・（別表 1）「①世界遺産社寺等における有料 1 4 公演」に出演するアーティストによるアウトリーチに関する調整を実施。（アウトリーチ先は実行委員会で選定）

#### ② 「ムジークフェストなら 2018」の全体管理・運営計画の策定

- ・実行委員会と連携して事業全体を管理し、円滑・安全に運営するための計画を策定。  
※別途委託予定のムジークフェストなら 2018 広報業務と連携し管理すること。

#### ③ 「ムジークフェストなら 2018」実行委員会による運営の補助

- ・実行委員会事務局に連絡調整人員を必要に応じ配置し、下記の業務を実施。

- 出演者及び会場との連絡調整・交渉や、音響設備や運営面での助言など、専門的な知見や経験を生かした補助業務。
  - 実行委員会主催公演のほか「他主体コンサート」や「まちなかコンサート」内容の詳細についても管理し、事業の進捗に合わせて内容を随時更新。
    - 「他主体コンサート」・・・県内の各団体やアーティストが主催するコンサート
    - 「まちなかコンサート」・・・カフェやレストランなど、さまざまなお店が主催するコンサート
  - 別途委託予定のミュージックフェストなら 2018 広報業務と連携し運営を補助
  - ホームページの作成・更新・運営、SNS 等によるインターネット上での情報発信。
- ・会場や出演者、公演の詳細について管理するためのデータベースシステムの構築。

#### ④「ミュージックフェストなら 2018」にかかるとの問い合わせ対応

- ・県民からの問合せに対する受付窓口の設置
- 期間：平成 30 年 3 月上旬～6 月 3 日 9 時～17 時
- ※電話による有人対応を行うこと。

#### ⑤「ミュージックフェストなら 2018」コンサート会場の運営

##### (ア) 世界遺産社寺等における有料 14 公演の会場設営及び運営（会場詳細は別表 1 参照）

- ・音響、美術、照明、備品、控室、電源等の手配
- ・舞台・音響・照明（夜間開催時の導線照明含む）・椅子等の設営・撤去
  - ※唐招提寺に野外ステージ（間口 10m・奥行き 6m 程度）を設置する予定であり、これに係る設営経費も適切に見込むこと。
  - （金峯山寺野外ステージ（舞台）設営にかかる経費は不要であるが、音響・照明・椅子等の設営・撤去の経費は適切に見込むこと）
- ・会場毎の案内サインの設置、撤去
- ・（必要に応じて）立て看板、吊り看板の制作
- ・各会場で発生するごみの分別、処分
- ・（必要に応じて）警備・運営補助員の配置による観客の安全確保やスムーズな誘導。
- ・（必要に応じて）舞台設営等にかかる関連法令手続きに必要な図面等の作成。
- ・（必要に応じて）警察等関係機関との調整
- ・（必要に応じて）進行支援
- ・各会場の来場者数の集計

##### (イ) 上記（ア）を除く社寺を中心とした会場における公演の来場者申込受付・整理券発行

- ・社寺等で開催する公演については、事前申込制とするため、申込者の募集・受付・整理、入場整理券の作成・配布を実施

##### (ウ) 上記（ア）を除く社寺を中心とした会場における公演の設営及び運営（50 会場程度）

- ・音響、美術、照明、備品、控室、電源等の手配
- ・舞台・音響・照明（夜間開催時の導線照明含む）・椅子等の設営・撤去

- ・会場毎の案内サインの設置、撤去
- ・立て看板、吊り看板の制作
- ・各会場で発生するごみの分別、処分
- ・（必要に応じて）警察等関係機関との調整
- ・（必要に応じて）進行支援
- ・各会場の来場者数の集計
- ・（会場によって）アンケートの実施 ※集計は、実行委員会から別に委託して実施。

#### （エ）実行委員会主催催事の調整

- ・出演者及び会場側の意向確認及び調整
- ・出演者現場下見の立会（出演者から希望がある場合）
- ・その他、出演者と会場にかかる必要な調整

#### （オ）ボランティアスタッフ対応

- ・ボランティアスタッフの募集・割り振り
- ・ボランティアスタッフに向けた業務説明会の開催・資料作成
- ・現場における指導・管理
- ・ボランティア活動状況の記録写真撮影
- ・ボランティアスタッフへの謝礼・ノベルティの配布

#### （カ）春日野園地企画の運営

平成30年5月26日、27日、6月2日、3日（各日4時間程度）に、奈良公園・春日野園地において、特設ステージを野外に設置し、コンサートを開催するため、その会場運営を実施。

- ・舞台、出演者控室の設置。
- ・観客が公演を鑑賞するための、テント等による環境整備。
- ・会場後方に、飲食を主とする物販用のテントを設置。
- ・音響・照明（日中の催事のため最低限度のもの）設備の設置及びリハーサル及び本番のオペレーション。

※必要に応じて、公演前日等にリハーサルを実施。

- ・出演者用、来場者用（身体障害者対応を含む）の仮設トイレの設置。
- ・車イス優先観覧エリアの設置。
- ・警備・運営補助員の配置による観客の安全確保やスムーズな誘導。
- ・舞台設営等にかかる関連法令手続きに必要な図面等の作成。
- ・当日の進行管理（6/2・3）または進行管理の補助（5/26・27）。
- ・観客が長時間滞在するための飲食・物販の出店者を募集・出店（6/2・3）。

※必要に応じて、消防や保健所との協議に対応すること。

#### ※備考

- ・必要に応じて警察との協議を実施すること。
- ・必要な電源、水等は受託者が確保すること。

- ・機材等の搬出入及び設置時は芝生が傷まないよう配慮し、措置を講じること。
- ・機材等は、公演本番及びリハーサル以外の期間中は撤去してもよい。

#### (キ) 馬見丘陵公園企画の運営

平成 30 年 5 月 20 日に、馬見丘陵公園（大型テント）において、コンサートを開催するため、その会場運営を実施。

- ・出演者想定（25 名程度のブラスバンド数組程度）
- ・出演者控室の設置（大型テント後方）。
  - ※バックパネルを設置するなど、公演中、客席から控室が見えない工夫をすること。
- ・観客が公演を鑑賞するため、テント内に 100 席程度の観覧席を設置。
- ・公園内の花見茶屋付近に、景観に配慮した飲食を主とする物販用のテント（3.6m×3.6m）を 5 張り程度設置。（出店者は実行委員会が手配）
- ・音響・照明（日中の催事のため最低限度のもの）設備の設置及びリハーサル及び本番のオペレーション。
- ・車イス優先観覧エリアの設置。
- ・警備・運営補助員の配置による観客の安全確保やスムーズな誘導。
- ・北駐車場、中央駐車場にはそれぞれに適切な数の警備員を配置すること。
- ・会場使用等にかかる関連法令手続きに必要な図面等の作成。
- ・当日の進行管理の補助。

#### ※備考

- ・必要に応じて警察との協議を実施すること。
- ・機材等の搬出入及び設置時は公園が傷まないよう配慮し、措置を講じること。

#### ⑥その他当音楽祭を安全かつ効率的に実施する上で必要となる業務

- ・出演者・来場者が安心安全に参加できるような安全管理計画を策定すること。  
また、当該計画においては、障害者の方の来場にも配慮した内容とすること。
- ・イベント保険、ボランティア保険に加入すること。
- ・協賛特典を記載した広報資料について、実行委員会と連携して作成すること。
- ・実行委員会が企画する社寺ガイドに関する調整、資料等作成の補助。
- ・出演者から曲目等を聴取し、JASRAC への申請書類の作成及び対応を行うこと。  
※JASRAC への使用料は実行委員会で負担。
- ・業務のとりまとめ、事業実施報告書の作成

#### (4) 委託料上限額

106,700 千円（消費税及び地方消費税込）以内。

※上記に含まれないもの

- 実行委員会を選定した出演者に対する出演料
- 各会場の会場使用料及び設備使用料
- ボランティアスタッフに対する謝礼・ノベルティの製作費用
- JASRAC への音楽著作権使用料

## (5) 支払方法

平成 30 年 3 月 31 日時点における出来高相当分について、受託者は平成 30 年 3 月 31 日以降速やかに実行委員会あて実施報告を行い、実行委員会は完了検査後に 5,100 千円を支払限度額上限として代金を支払い。

平成 30 年 4 月 1 日以降分については、全業務の履行終了後、一括で支払い。ただし、履行期間中の概算払いを可能とする。

※実行委員会は、その予算上の都合その他の必要があるときは、上記の支払限度額を変更することができるものとする。

## (6) 履行期間

契約締結の日から平成 30 年 10 月 31 日（水）まで。

## (7) 打ち合わせ

本業務を履行するにあたり、必要に応じて協議を実施する。

## 2 手続き等

### (1) 事務局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良市登大路町 30（奈良県 地域振興部 文化振興課内）

ムジークフェストなら実行委員会事務局

電話番号 0742-27-8917

FAX 番号 0742-27-8481

電子メール bunka-naraken@mahoroba.ne.jp

### (2) 委託業務仕様書の配布

- ・配布期間 平成 30 年 1 月 22 日（月）まで
- ・配布場所・方法 奈良県文化振興課で交付または奈良県文化振興課ホームページから入手

### (3) 参加意向申出書等の提出

- ・提出期限 平成 30 年 1 月 22 日（月）17 時まで【必着】
- ・提出先 事務局
- ・提出物 ①参加意向申出書（様式 1-1）  
②事業者概要書（様式 1-2）  
③類似業務受注実績（様式 1-3）  
※平成 19 年 4 月 1 日以降に受託し、履行した実績で、国内での 3 日間以上の連続した催事業務（受託金額が 1 契約 50,000 千円以上）の契約書の写しを必ず添付すること。
- ・提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は、発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。

### (4) 企画提案書等の提出

- ・提出期限 平成 30 年 1 月 26 日（金）17 時まで【必着】
- ・提出先 事務局

・提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は、発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。

・提出物 企画提案書 10部

※企画提案書に提案者を判別できるような用紙の使用や記載は行わないこと。ただし、1部のみは、企画提案書の余白部分に提案者名を記載すること。

・企画提案書には次のことを記載すること。（A3用紙を片面印刷で使用し、10枚以内。）

### ①実施方針について

・ムジークフェストならの趣旨・目的を踏まえ、これに沿って業務を推進する上での考え方を、実施方針として記載すること。

### ②企画について

1) 世界遺産社寺等における有料14公演の企画イメージ（別表1の①関係）

・奈良県が誇る世界遺産社寺等における有料公演について、著名なディレクターを起用し、「公演内容の質の向上」「ムジークフェストならのブランド化」を図る出演者や演出について記載すること。

2) 春日野園地企画出演者等（別表1の②関係）

・出演アーティストや曲目等の内容を簡潔に記載すること。

### ③運営について

1) 受託した場合の実施体制図

・業務を受託するにあたっての管理運営・事業実施体制を記載すること。また、配属するスタッフについて、同種の業務の経験年数についても記載すること。

2) 実施スケジュール

・業務実施に必要なスケジュールを記載すること。

3) 実行委員会事務局との連携体制

・業務を推進するにあたって、実行委員会事務局と綿密に連携するための手法について記載すること。

4) 春日野園地企画の展開レイアウトイメージ（位置図レベル）

・天候、会場特性及び業務目的を踏まえた来場者もてなしの方針を明記し、その方針に沿った会場レイアウトや出店内容、警備・安全体制等の提案を記載すること。

5) 馬見丘陵公園企画の展開レイアウトイメージ（位置図レベル）

・天候、会場特性及び業務目的を踏まえた来場者もてなしの方針を明記し、その方針に沿った会場レイアウトや、駐車場を含めた警備・安全体制等の提案を記載すること。

6) 唐招提寺の境内での野外ステージ展開レイアウトイメージ（位置図レベル）

・唐招提寺の境内に設置を予定している野外ステージと客席等のレイアウト、入場動線等の提案を記載すること。

※上記4)～6)については、障害者の方の来場にも配慮した内容とすること。

### ④概算事業費

・企画・運営の必要項目ごとに各々単価・数量を記載し、全体経費を積算すること。

### (5) 説明会の開催

- ・開催日時 平成30年1月11日(木)9時から
- ・開催場所 奈良県文化会館 1階 第3会議室  
(奈良市登大路町6-2)
- ・説明内容 事業内容・公募内容の説明、質疑応答
- ・説明会への参加申込  
説明会への参加希望については、「事前説明会参加申込書」(様式2)に必要な事項を記載した上で申し込むこと。なお、説明会への参加は1事業者あたり3名以内とする。
- ・説明会参加申込書提出期限  
平成30年1月10日(水)12時まで
- ・説明会参加申込書提出方法  
事務局に直接持参するか、郵送・FAX又は電子メールにて送付 ※持参以外による場合は、電話にて送付した旨を連絡すること。

### (6) 質問の受付

質問の受付は次のとおりとする。

- ・受付期間 平成30年1月15日(月)15時まで
- ・受付方法 FAX又は電子メールにて送付すること。電話など口頭による質問は受け付けない。質問のある場合は、質問票(様式3)に質問事項を記載の上、送信すること。  
※電話にて送付した旨を連絡すること。
- ・提出先 事務局
- ・回答方法 奈良県文化振興課ホームページに公表する。個別には回答しないものとする。  
※質問者名は掲載しない。

## 3 受託者の特定

### (1) 企画提案書等の評価

- ・企画提案書等は「ムジークフェストなら2018企画・運營業務委託受託者選定審査会(以下「選定審査会」という。)」において審査を行う。各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い提案者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。
- ・提案者が1者の場合は、全ての評価項目において各委員の合計得点が6割以上で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。
- ・提出のあった企画提案書等については、以下のとおりプレゼンテーション審査を実施する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、平成30年2月1日(木)に行う予定。時間等の詳細は、後日対象者に通知する(1月29日(月)頃予定)。
- ・プレゼンテーション審査は非公開で行う。
- ・選考結果は、企画提案書等を提出した提案者に対して書面で通知する。

## (2) 契約について

- ①プレゼンテーション審査を経て特定された者と協議を行い、最終仕様を決定し契約を締結することになるが、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合は、プレゼンテーション審査で次点の者と契約締結の協議を行う。
- ②参加表明書、企画提案書等その他に虚偽の記載をした場合は、本業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ③契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところに準ずる。
- ④特定された者が契約の締結までに次のいずれかに該当すると認められるときは、特定された者と契約を締結しないものとする。

また、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

- 1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6)に該当する場合を除く。〕において、ムジークフェストなら実行委員会がムジークフェストなら実行委員会との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## (3) その他

採択された提案は、契約の相手方を特定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後、改めて実行委員会事務局等との協議のもと、業務にあたるものとする。

## 4 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。

- (2) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複写を行う場合がある。
- (3) 選考結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等からの情報公開請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選考結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、ムジークフェストなら実行委員会の都合により中止することがある。
- (6) 本業務の詳細事項及び進め方等については、ムジークフェストなら実行委員会の指示に従うこと。
- (7) 履行期間中において、本業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

以上

## 「ムジークフェストなら 2018」企画・運営業務委託における公演・出演者の手配について

## ①世界遺産社寺等における有料14公演

## ②春日野園地企画

番号	日時	ジャンル	会場（予定）	定員
①	5月7日(月) ～13日(日)	クラシック ※ルネ・マルタンをディレクターに起用すること	実行委員会が調整した 県内世界遺産社寺等 ・春日大社（弊殿） ・薬師寺（食堂内） ・唐招提寺（金堂前または講堂前※野外） ・元興寺（禅室） ・金峯山寺（蔵王堂前※野外） ・橿原文化会館 小ホール ・奈良文化会館 国際ホール	・春日大社（弊殿） 300名程度×2公演 ・薬師寺（食堂内） 300名程度×3公演 ・唐招提寺（金堂前または講堂前※野外） 500名程度×2公演 ・元興寺（禅室） 180名程度×2公演 ・金峯山寺（蔵王堂前※野外） 400名程度 ・橿原文化会館 小ホール 300名程度 ・奈良県文化会館 国際ホール 1,300名程度×3公演
②	5月26日 (土)・ 27日(日)	沖縄音楽	奈良公園春日野園地 野外特設舞台	－（※10,000名/日の集客を見込める内容とする）

※上記内容は公告時点の予定であり、変更の可能性もある。